

2011年9月1日

文部科学大臣

高木 義明 様

全日本教職員組合

中央執行委員長 北村 佳久

## 2012年度政府予算に対する文部科学省概算要求にかかわる要求書

日本国憲法にもとづき、子どもたちの成長と発達を保障する学校教育の充実に向けてのご尽力に敬意を表します。

多くの子どもたちとその家族、教職員が甚大な被害を受けた東日本大震災から5か月余が経過しました。今日においても行方不明者4000人余という深刻な事態が続き、福島第一原発事故による学校の閉鎖、県内外への避難を余儀なくされた子どもたちの生活と教育保障の問題など解決が急がれる課題は山積しています。これらの課題は、中長期的に、省庁の枠を超えた総合的なとりくみが求められていますが、子どもたちの安全保障と教育活動の充実に向けて文科省の役割はより大切です。全教は、直面する2011年度政府予算に対する第3次補正予算において緊急の課題解決に向けての予算措置に万全が期されるとともに、2012年度以降の政府予算においても、被災地の現状に即した教育予算が確保されることが重要だと考えています。また、今回の大震災の教訓を全国に生かす立場からの予算編成が求められています。

同時に、圧倒的な国民のみなさんから期待が寄せられる教育の充実に向けて教育予算の抜本的増と切実かつ重要事項に対する明確な予算配分が求められています。多くの願いを受けて始まった公立高校授業料の不徴収と私立学校等に対する就学支援金制度は、すべての子どもたちの高校教育を受ける権利を保障する重要な一歩であり、今年度からスタートした国の制度としての小学校1年生35人学級はゆきとどいた教育条件整備に向けた大切な歩みです。着実に、計画的な予算措置と具体化が期待されることです。

一方、子どもたちの生活基盤ともいべき家庭をめぐる深刻さや教職員の健康破壊など教育の充実を妨げる要素は少なくありません。父母・国民の願いに応える教育条件整備と教育を担う教職員の勤務条件改善のために、文部科学省としてのなおいっそうのご努力が期待されることです。この立場から、2012年度政府予算に向けて文部科学省の概算要求が整理される時期における要求書を提出します。2009年12月のCEART報告を「最終報告と受け止める」とされた貴省の態度表明をふまえ、誠意ある対応をいただきますようお願いいたします。

### 記

1. 憲法26条が定める国民の教育権を保障し、教育の機会均等を実現するため、教育予算を対GDP比5%に増額すること。また、地方の教育費を確保するため、地方交付税の増額に尽力すること。
2. 東日本大震災にかかる甚大な被害状況をふまえ、子どもたちの安全と教育活動を保障する予算を確保すること。
  - (1) 被災地の子どもたちの生活を守り、支える予算の確保、充実に向けて省庁を超えた予算確保に努めること。被災地における子どもたちの教育を受ける権利を保障し、就学支援策の拡充を図るとともに通学手段の確保策への援助を強化すること。
  - ①保護者の就労と生活の実態をふまえた総合的な支援策を講じるとともに、保護者の経済状況によって

教育を受ける権利が左右されない支援策を講じること。保護者に対する就労支援を具体化するとともに、新規卒業生・既卒者に対する就職支援策を講じること。

- ②教育活動に不可欠な教材・教具、備品などの費用を国で措置すること。
- ③被災地の児童・生徒を対象にした給付制の奨学金制度を創設すること。生活の実態に応じた就学援助の柔軟な認定を促進するとともに、その費用を国において保障すること。また、給食費の無償化措置を講じること。
- ④避難している児童・生徒の通学費用を国で措置すること。
- ⑤自治体が運行しているスクールバスなどに要する費用を必要な期間はすべて国負担とし、そのための予算措置を講じること。

(2) 被災地の現状と課題に対応した教職員配置を行うために、義務標準法改正による「国及び都道府県の教育委員会は当該学校の教職員の定数に関し、必要な特別な措置を講ずること」を担保する教職員定数を確保すること。また、児童・生徒の転入学に伴う学級編制やそれに対応した教職員配置など被災地の現状に照らした弾力的な制度運用を行うこと。

- ①被災地の自治体に、被災した児童・生徒が戻り、学級編制基準を超える場合には、基準日にかかわらず学級増とし、教職員を配置すること。
- ②被災地外に転出している児童・生徒の被災地への再転出については、年間を通じて年度当初の学級編成を維持すること。
- ③被災地における子どもの実態、学校の実情に対応した加配要望に対応した教職員配置を行うとともに、被災状況を考慮した中長期的な配置を展望できる条件を整備すること。「教育復興担当教職員」（仮称）を長期的に措置するとともに、スクールカウンセラーなど専門職員の積極的な配置を行うこと。

(3) 被災地域における校舎の復旧・復興に必要な予算措置を講じるとともに、国庫補助率を引き上げること。全国的な耐震補強診断と補強工事を促進すること。

- ①被災地の実情を最優先に、「現在地での原状復帰が原則」などの補助要件を見直し、国の責任で早急に校舎の復旧・復興を行うこと。国庫補助率を引き上げること。
- ②災害を想定した校舎、関連施設の在り方を検討し、学校設置基準の改善を行うとともに、改修・改善に必要な経費を予算措置し、自治体施策を援助すること。障害児学校の果たした役割を重視し、全国的な施設・設備の整備に向けて障害児学校設置基準を策定するとともに、国基準をめざした施設改善の具体的な計画をつくり、必要な予算措置を講じること。

3. 原発事故の被害から子どもたちを救済し、放射能汚染から守るための対策を講じること。

- (1) 炉心の損傷や放射能漏れなど事故に関するすべての情報を公表し、科学者・技術者の総力を結集し、原発事故の1日も早い収束をはかること。
- (2) 子どもたちの安全を確保し、教育を保障する立場からこれまでの対応指針を見直すこと。放射能汚染から子どもたちの健康と安全を守る措置を講じること。
  - ①放射能汚染が危惧されるすべての子どもを対象に内部被ばく検査を実施するとともに、定期的な健康診査を制度化すること。
  - ②子どもたちのいのちと健康を守るために、食の安全の確保に万全を期すこと。そのために、検査、安全策の徹底など体制整備を図ること。
- (3) 福島原発事故に伴って、県内外に避難を余儀なくされている児童・生徒の教育を受ける権利を保障

するために万全を期すこと。

- ①原発事故に伴う福島県内外への避難状況を把握するとともに、すべての児童・生徒の教育保障を行うこと。通学経費、移動経費も含めて教育保障に必要なすべての経費を国で負担すること。
- ②原発事故に伴う放射線汚染が危惧される学校については、校舎内外の放射線量を常時監視するための設備をすべての学校に設置すること。該当校においては、希望するすべての児童・生徒に、個人用線量計を貸与すること。また、全国の放射線調査体制を強化すること。
- ③学校施設内の放射線量を引き下げるための抜本的な対策を講じること。公・私立学校の校庭の汚染された表土の除去など必要な対策を国の責任で実施すること。
- ④原発事故に伴う「風評被害」によって、福島県の子どもの人権や教育を受ける権利が不当に侵害されないための具体的な措置を講じること。

(4)「安全神話」に基づき推進されてきた文部科学省諸施策を見直すこと。

- ①『わくわく原子カランド』（小学生）、『チャレンジ！原子カワールド』（中学生）など副教材の作製、配布を中止すること。
- ②国の補助金事業として行われてきた「原子力・エネルギーに関する教育支援事業」を廃止すること。
- ③「安全神話」に基づく学習指導要領上の位置づけを再点検し、教科書会社との連携によって、必要な教科書記述の修正を行うこと。

4. 子どもたちにゆきとどいた教育をすすめるために、教育条件の整備をすすめること。

(1) 学級編制基準については、以下の改善をおこなうこと。

- ①小・中学校 30 人学級、高校においては普通科 30 人、職業科 25 人、定時制 20 人以下学級を計画的に実施すること。
- ②複式学級の早期解消に向けて、学級編制の標準を改善すること。
- ③特別支援学級は、1 人でも学級認定をすることを基本に、障害種別での教育を保障し、6 人以下の学級編制とすること。特別支援学級では、生活年齢による学級編制を重視する立場から、小学校では低学年・高学年、中学校では学年の区分による学級編制とすること。
- ④幼稚園設置基準における 1 学級の幼児数を、3 歳児 15 名、4～5 歳児 25 名に改善すること。

(2) 教職員配置基準については、**全教が提出した意見書の趣旨をふまえ、新たな教職員定数改善計画を策定すること。**特に、義務教育においては以下の改善をおこない、高校、特別支援学校等についても意見書をふまえた改善を行うこと。

- ①小学校での専科教育の充実をめざすとともに、小規模中学校においても教科専門の教員免許状所有者の完全配置が可能となる教職員配置の最低保障を設定すること。また、教員の担当授業時数の上限を設定し、授業準備、授業整理の時間を確保することをめざし、小学校 20 時間、中学校 18 時間を目標に計画的に改善すること。
- ②①の趣旨をいかし、小学校では学級数に対応した学級担任教員に加えて、専科教育担当教員を配置することとし、小規模校での実現をめざす定数改善を行うこと。この考え方を学級規模に対応して実現するために、現行標準法に規定する「学級数に応じた乗数」を抜本的に改善すること。
- ③学力向上や生徒指導上の諸問題に対応するために、児童・生徒数に応じて教員を増員配置すること。
- ④通級指導教室をすべての小・中学校に設置する制度として位置づけ、各学校に 1 人の教員を配置すること。また、学級編制の標準に準じた「教室編成の標準」を設け、漸進的に配置改善を図ること。

- ⑤現行の特別支援教育支援員の配置と別に、特別な教育的ニーズのある子どもたちに対する教育的指導に対応する教員の配置を行うこと。学年1名の配置をめざし漸進的に改善すること。
- ⑥養護教諭の全校配置を実現するとともに、児童・生徒数に応じた複数配置を計画的に進捗させること。当面の複数配置基準を「子どもの顔が見えて、名前がわかる」ことを重視して、小学校、中学校ともに300名を目標とし、漸進的に改善すること。夜間中学校への配置を検討すること。
- ⑦各学校に、専任の特別支援教育コーディネーターを配置すること。また、さまざまな理由によって精神的なケアを必要とする児童・生徒に対応してスクールカウンセラーを配置すること。
- ⑧学校事務職員について、子どもたち、教職員とともに「学校に勤務してこそ学校事務職員」の原則を確立し、全校配置を実現するとともに、地方交付税交付金によって単位費用が積算されている事務職員人件費も（標準法定数に）組み込み、児童数・生徒数に応じた加配を行うこと。就学援助認定の児童・生徒数によって加配されている学校事務職員については、就学援助認定者の急増という現状にてらして、加配基準を改善するとともに、該当校全校への配置をめざすこと。
- ⑨学校栄養職員について、本人の希望も考慮した栄養教諭への任用替えを早急にすすめること。配置については、安全でより豊かな学校給食の実施と食育の充実のため1校1名の学校栄養職員・栄養教諭の配置を行うこと。共同調理場に配置される学校栄養職員、栄養教諭の定数改善を図ること。
- ⑩学校図書館機能の充実を図るために学校司書・図書館職員を専任化すること。その際、学校設置者によって配置されている図書館職員の身分安定、雇用継続との調整を図ること。
- ⑪地方交付税によって措置されている小・中学校の現業職員を標準法対象職員として位置づけ、全校配置をめざすこと。
- ⑫校長は、学校に1名配置とし、教頭の複数配置を廃止すること。
- ⑬学校と教育、教職員に対する管理・統制施策として導入された「副校長」「主幹教諭」「指導教諭」を廃止すること。
- ⑭「児童生徒支援加配」が実質的な「同和加配」の実態にある場合については直ちに是正し、制度の本旨にそった配置をおこなうこと。
- ⑮日本に在住するすべての国籍の子どもたちの教育を保障すること。とりわけ日本語以外のことばを母語とする子どもに、母語での教育を保障すること。また、日本語教育をはじめとした指導・援助の充実をはかるため、積極的に教職員を配置すること。
- (3) 定数内の臨時採用を解消し、正規採用をはかること。また、各地で生じている代替者配置の遅れ、未配置の要因となっている非常勤講師の「多用化」を解消すること。定数くずしによる非常勤講師配置をやめること。
- (4) 義務教育費国庫負担制度を維持・拡充し、負担率を2分の1に復活させること。
- (5) すべての子どもの学習権を保障するため、教育費父母負担の大幅軽減をはかること。
- ①憲法第26条にもとづき、義務教育費の無償化に努めること。
- ②公立高校授業料不徴収及び私立高校等に対する就学支援金の創設をふまえ、教育費無償化に向けた措置を前進させること。特に、無償化対象の教育費を拡充し、私立高校等の実質無償化をおこなうこと。
- ③授業料以外の学校納付金（給食費・教材費）を無償にすること。
- ④就学援助と就学奨励費の支給範囲の拡大と単価の大幅引き上げをおこなうこと。また、準要保護児童生徒の就学援助の国庫負担補助を復活させるとともに、高校にも義務教育に準じた就学援助制度を創設すること。要保護児童・生徒に措置されたクラブ活動費、PTA会費などをすべての就学援助認定

者に措置すること。

⑤高校、大学の漸進的無償化を定めた国際人権A規約第13条2項(b)中等教育、(c)高等教育無償の「留保」を撤回し、批准すること。

⑥**公的奨学金制度の教育ローン化をやめ、無利子奨学金の枠を拡充するとともに、返還義務のない給付制奨学金を創設すること。**とりわけ、高校生の奨学金制度を拡充するため、特別な予算措置をおこなうこと。また、返還金の強制的な取り立てを行わないこと。

⑦教科書の無償制度を堅持し、教科書コストを引き上げること。

⑧高校定時制・通信制の教科書無償制度を復活すること。副教材も含め、父母負担の軽減対策を講じること。

⑨私学に対する経常費助成を計画的に2分の1まで拡充し、就学支援金の創設を理由とした授業料減免特別措置の切り下げを行わないこと。

⑩国立大学法人の授業料及び入学金の標準額を引き下げること。学部別格差授業料を導入しないこと。

(6)「規模」や「配置」の「適正化」の名による学校の統廃合のおしつけをおこなわないこと。

(7)施設設備の改善をはじめとした教育諸条件の充実をはかること。

①すべての校舎・体育館の耐震調査を実施するとともに、調査結果に基づく必要な耐震補強などあらゆる災害を想定した対応策を早急に実施すること。それらに対する国の補助率を引き上げること。

②学校施設のアスベスト使用状況を調査し、含有が認められた場合には早急に撤去すること。含有施設に勤務した歴を有する教職員に対する健康診断を実施すること。

③危険・老朽校舎の改築やトイレの改修をすすめること。多くの学校が、緊急時の避難場所になっていることを踏まえ、数の確保と水源喪失への対応なども含めて災害を想定したトイレの整備、防火装置、体育施設・器具や遊具などの安全点検を実施し、不慮の事故が発生しないよう指導すること。

④子どもたちの健康を守るため、保健室など必要度の高いところから空調設備の設置をすすめること。自治体による空調施設整備に対する補助制度を創設すること。

⑤学校給食民間委託化・センター化の推進をおこなわず、直営・自校方式の普及につとめ、給食調理員を増やすこと。

⑥犯罪から子どもたちの安全を守るため、必要な職員の配置、地域の実態に応じたスクールバス運行等の条件整備をすすめること。

⑦障害児学校を増設すること。障害児学校に対する学校設置基準を策定すること。障害児学校・学級の過大・過密の実態を国として把握し、改善の手だてをとること。また、教室不足を早急に解消すること。

5. 憲法、子どもの権利条約の理念と原則にもとづく、子どもを大切にす教育行政をすすめること。

(1) 改訂学習指導要領については、中教審答申が述べているように、「大綱的基準」としての趣旨を徹底し、学校現場へのおしつけをおこなわないこと。また、「解説書」については参考文書の位置づけを徹底し、その内容・解釈の押しつけをやめること。小学校高学年の外国語活動について、文部科学省作成の「英語ノート」の使用を強制しないこと。

(2) 子どもたちや学校にいつその競争と序列化をもたらし、学校教育をゆがめる全国一斉学力テスト実施のための予算を計上しないこと。

(3) 教員免許更新制は、廃止すること。

- (4) 「学校支援地域本部」や「学校運営協議会」は、公教育そのものを掘り崩す危険を持つものであり、その扱いを再検討し、設置、推進のための予算措置をおこなわないこと。
- (5) 摘発・排除を目的とする「指導力不足教員」政策を中止すること。
- (6) 「日の丸・君が代」のおしつけを中止し、「憲法に定めている思想及び良心の自由を侵害するものではない」という「国旗・国歌法」制定時の国会答弁をふまえて対応すること。
- (7) 内閣府「障がい者制度改革推進会議」の動向の中でも、障害児教育を後退させぬために、最大限とりくむこと。「子どもの最善の利益」「障害のある子の最大限の発達」を保障する制度確立をめざすこと。
- (8) 障害児の障害の程度や発達段階に見合った就学指導と継続的相談活動をおこなうため、就学指導委員会（修学保障委員会）の全国各市区町村での設置・充実を促進すること。
- (9) 初任者研修、10年経験者研修を廃止すること。また、企業派遣研修をおこなわないこと。
- (10) 手当主任制度を廃止し、手当の予算化をおこなわないこと。
- (11) スポーツ予算を大幅増額すること。「サッカーくじ」は廃止すること。

6. 教職員がその専門性を十分に発揮し、健康で安心して教育活動に専念できる勤務労働条件を確立すること。

- (1) 民主的公務員制度確立に向け、「教員の地位に関する勧告」とこの間のCEART勧告に則って、教職員の協約締結権を早期に回復すること。新しい制度の確立に向けては、総務省任せにせず、全教との交渉・協議を十分にふまえた上で、文科省としての検討をすすめること。
- (2) 今年度、人事院および国で検討がすすめられる「定年制の延長」の課題について、全教との交渉・協議の場を持つこと。とりわけ、定年まで働き続けることのできる環境整備をはかるとともに、定年延長の初年度である2013年度には、定年退職者がいなくなるもとでも、学校の教育力を維持し、教職員の構成年齢を均質化するために、国の責任で新規採用者数を確保すること。また、「定年制の延長」にともなって、短時間勤務者を教職員定数から除外すること。
- (3) 教員の人材確保法に則り、教員の勤務実態、資格と専門性を踏まえて、教員給与の水準引下げをおこなわないこと。
- (4) 恒常化している教職員の長時間過密労働を放置せず、自主的研修のように時間計測が困難なものの見合いとしての定率の給与措置を確保したうえで、測定可能な超過勤務に対し労基法37条にもとづく割増の時間外手当を支給できるよう法改正をおこなうこと。また、一年間の変形労働時間制は導入しないこと。
- (5) 臨時教職員の身分と待遇を、正規教職員との均等待遇を基本に改善すること。
- (6) 2007年12月6日通知にもとづく「医師による面接指導」のための条件整備をおこなうこと。また、産業医の配置がすすむよう、地方交付税の産業医の報酬にかかわる積算単価をひきあげるよう尽力すること。
- (7) 文科省として2009年のCEART報告・勧告を「最終勧告」と受けとめたことを踏まえて勧告の具体化をはかること。特に、地方教育委員会に英文で資料提供した2008年のCEART調査団報告と中間報告・勧告の日本語訳を公表するとともに、啓発パンフレットを作成すること。また、勧告の趣旨に沿うための定期協議の場を設けるとともに、地方教育行政においても教職員組合との誠実な社会的対話が促進されるよう、地方教育委員会に対して、その内容を徹底すること。

以上